

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

### 1 日時

平成30年2月19日（月）午後2時00分から午後3時50分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

### 3 出席者

司会者 山田 耕司（名古屋地方裁判所裁判官）

裁判官 諸徳寺聡子（同上）

検察官 渡部 洋子（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 服部 朗（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番 5人

### 4 議事内容

#### 【全般について】

（司会）まず，皆さんが担当された事件を御紹介いたします。1番の方が担当されたのは殺人事件で，事実関係に争いはなく，主な争点は量刑でした。職務従事期間は5日間，公判は4日間でした。2番の方は殺人等の事件を担当されました。主な争点は殺意の有無，責任能力や被告人の処遇など多岐にわたり，職務従事期間は36日間，公判は22日間に及ぶものでした。3番の方が担当されたのは傷害致死事件で，主な争点は被告人の暴行と被害者の死亡との因果関係でした。職務従事期間は7日間，公判は5日間でした。4番及び5番の方は強盗致傷事件を担当され，事実関係に争いはなく，主な争点は量刑でした。職務従事期間は6日間，公判は5日間でした。

最初に，裁判員裁判に参加された感想や印象をお聞きしたいと思います。

- (1 番) 全体的な感想としては、裁判官、検察官、弁護士、どの方も話し方や説明の仕方が丁寧で分かりやすかったです。やはりみんなが裁判員裁判のために努力したり工夫したりしていることを感じました。それが私の中では一番印象に残っています。
- (2 番) 2 か月と 2 週間近く関わらせていただきましたが、私の場合、最初に御案内いただいたときから、是非やってみたいと興味を持っていました。2 か月以上の長期間、他の裁判員の方と連携しながら裁判をやっていきました。世間的な注目を集めていた事件でしたので、緊張感もありましたけれど、事件を終えてから考えると、すごく有意義な経験だったと思います。言い方が良くないかもしれませんが、楽しかったという印象です。
- (3 番) 当初からこのような裁判員裁判に参加してみたいと思っていました。ただ、いざ案内が届くと不安になったこともありました。でも、実際には土日を除いて 10 日間弱で、日数が少なかったのが良かったかなと安心しました。私自身は本業があってパートもやっていたのですが、パートは休みをもらうことができました。証人である医師や弁護人の説明も分かりやすかったですし、我々の質問に対する回答も分かりやすかったので理解もしやすかったです。ですので、有意義な勉強をさせていただけたかなと思いました。
- (4 番) 裁判の最中は、自分の顔を覚えられたらどうしようということを考えていました。最後は疲れたなと思いました。裁判員を経験して、裁判所の方々が何かを変えようとしていることを感じました。思っていたのとはちょっと違って、風通しが良いのかなと思いました。
- (5 番) 私は、周囲に裁判員経験者がいなかったのが、貴重な経験になると思って是非参加したいと思っていました。当初、裁判員裁判においては裁判員に選任されたことも含めて周囲に隠して、隠密行動を取るようなイメージを持っていたのですが、全くそんなことはなく、評議の内容等を除けば、むしろ裁判員の経験を周囲の人に伝えるようにしてほしいという話もあって、私の当

初のイメージとは違って、割とオープンに、風通しの良いものが構築されているのだなと思いました。また、裁判に実際に触れることによって、合理的に裁判をするにはどのようにしたらいいのかとか、裁判官や裁判員の裁量の幅はどういったものがあるのかといったことについて、こういった経験を通じて中長期的に国民の合意形成を図っていく必要があるのではないかと考えさせられました。

### 【審理について】

(司会) 続いて、審理について伺いたいと思います。まず、審理自体は分かりやすくなっていったかという点について、感想で構いませんのでお伺いしたいのですが、事実関係に争いのない事件を担当された1番の方はいかがですか。

(1番) 検察官の書類のまとめ方や書き方、検察官の話し方がとても上手で、書類を見ているより検察官の話を聞いていた方が理解できました。それがとてもすばらしかったです。評議室に戻っても、疑問点などは裁判官に解説してもらったので、悩んだり、迷ったりすることはほとんどありませんでした。

(司会) 4番と5番の方は、審理の内容について、双方の主張内容等について分かりにくかったところはありましたか。

(4番) 分かりにくいところはありませんでした。特に迷ったりすることはありませんでした。

(5番) 裁判に関する書面は、難解で専門用語も多くて分かりにくいんだろうなと思っていましたが、図などを利用したプレゼンテーション資料を基に説明いただいたので、大変分かりやすく理解することができました。驚いたと同時に、検察官の仕事は大変だなという印象を持ちました。

(司会) 3番の方が担当された事件は事実関係に争いのある事件で、因果関係が争点になっており、医学的な知識が必要な事件でした。この点も含めて、審理内容についてはどうでしたでしょうか。

(3番) 私が分からない言葉に対しては分かりやすい説明をいただきました。私自

身が医療系の仕事をしているからかもしれませんが、説明はとても分かりやすかったです。

(司会) 評議に際して何か分からなくて困ったことはありませんでしたか。

(3番) 当初はもっと難しいものと思っていたんですが、裁判官の方が親切に教えてくださったので、スムーズに考えられました。

(司会) 2番の方の担当事件は、やや複雑に入り組んでいましたが、そのあたりはいかがでしたか。

(2番) いくつかの要素が絡み合った事件で、その事件ごとに専門家の証言や説明があったんですけど、基本的には資料も話し方も整理されていて、私たちが理解しやすいものになっていたと思います。特に責任能力が問われた部分に関しては、審理に臨む前から、難しいことを求められたり考える必要があると思っていたんですが、いざ始まってみると、それほど難解でもなく、きちんと理解した上でやれたのかなと思います。実際、公判廷で聞き漏らした部分については他の裁判員と評議の場などで話をしながら補完することができたので、そういった意味で漏れなくきちんと考えることができたと思います。他の経験者の方がおっしゃるように、配布いただいた資料、特に検察官の資料が分かりやすくなっており、後から記憶を手繰るときに考えやすかったと思います。

(検察官) 検察官としては、医学的、科学的な専門用語が必要な事件における説明を分かりやすくするため努力していますが、手探り状態という側面もあります。そこで、2番の方と3番の方にお伺いしますが、具体的にどのあたりが分かりやすかったかについてお聞かせいただければと思います。

(2番) 弁護人との対比になってしまって申し訳ないのですが、検察官側は資料の構成と説明が一致しており、基本的に資料に沿って説明をしてくれました。我々はメモを取りながら審理を聞いているのですが、検察官の資料については、それを見れば後で振り返ることができたので、楽に聞くことができました。

た。弁護人も資料は出していただいて、説明もそれに沿っていたのですが、プレゼンで工夫される要素の方が多かった気がします。そうすると、話をよく聞いて、しっかりメモを取らなければいけないところにやや負担があったかなと思いました。

(3番) 資料に難しい言葉はなく、分かりやすい用語で書かれていて、さらに質問をしても早口ではなく、ゆっくりとした言葉で説明をしていただけて、メモを取りやすかったです。

(弁護士) 2番の方の事件は期間が長く、争点も多かったのですが、裁判に参加する時間を工面しなければいけない負担と、複雑な事件を扱う心理的な負担についてお伺いできますか。

(2番) 私の場合は、職場で裁判員に選任されたときの制度が整っており、有給休暇が認められましたし、仕事の調整等も皆さんの協力をいただけたので、私自身の物理的な負担はあまりありませんでした。ただ、やはり他の裁判員の方は、家庭の事情等で時間の制約があったりしたので、皆さん工夫をしているという話は聞きました。あと、個人的な事情から自分自身の気分が順調なときとそうでないときがあったりしたので、長期間やっているところが出てくるかなと思います。また、事件そのものに対する心理的負担もありました。マスコミの報道内容がどうしても目に入ってくるので、こういう形で世に出ていることに関わっているんだなというプレッシャーは感じました。

(司会) 次に証人尋問の分かりやすさ、心証の取りやすさについてお伺いします。

1番の方の事件において、証人尋問の分かりやすさはいかがでしたか。

(1番) 証人に高齢の方が多く、話が理解しづらかったり聞きづらかった場面がありました。弁護人や検察官が上手にフォローしてくれたおかげで、分かりにくかったり理解できなかった部分はありませんでした。

(司会) 証人尋問を実施したことは、調書の取調べに比べて、臨場感といった部分

ではどう感じましたか。

(1番) 同じ内容のことも、本人の声で聞くと感情という部分の伝わりが違うので、私は尋問があつて良かったと思っています。

(司会) 4番と5番の方の事件では被害者の尋問がありましたが、いかがでしたか。

(5番) 事件の悪質さを判断するにあたって、被害者の証人尋問は必要だったと思います。

(4番) 私もあつた方が良いと思います。書類に表れない本心を見るためにも必要じゃないかと思います。

(司会) 直接話を聞くことと調書を取り調べることの違いはありますか。

(4番) やはり、直接話をしないと分からない部分もあります。文章だけだと全然分からないです。

(司会) そういう意味では、心理的にはつらい部分があつても、被害者に来てもらった方が伝わりやすいということですか。

(4番) そう思います。

(司会) 3番の方の事件については、同じ日に2名の医師を交互に尋問しているのですが、やり方も含めてどのように感じましたか。

(3番) 質問したときにはきちんと説明していただきました。それぞれの医師の立場は違いますし、話す内容も違いましたが、医師としての説明は分かりました。医師の説明は一般の人には分からないことがたくさんあると思いますので、このようなことを詳しく説明いただけたので分かりやすく、尋問は必要だったと思います。

(司会) 2番の方の事件では、化学の専門家の方と精神科医が3名証人として出廷していて、最後には対質尋問も実施して、内容的に難しかったと思うのですが、証人尋問のやり方についての印象はいかがでしたか。

(2番) 特に一番難しく争いのあつた責任能力について、3名の医師の話聞きま

した。対立軸が明確であれば我々も判断しやすいのですが、それぞれのスタンスが微妙に違っている場面もあったりしたので、最終的に3名の医師に同時に尋問していただくことで、いろんなことが確かめやすかったかなと思っています。

(司会) 内容についてはどうでしたか。

(2番) 理解できたと思っています。

(検察官) 4番と5番の方の事件では、被害者以外に被告人両名の親が情状証人として出廷しましたが、尋問が分かりやすかったかどうかという点、それと要望等があればお聞かせいただきたいと思います。

(4番) 被告人が刑務所を出所したときにどうするかについて、直接親の意見を聞いたので良かったのかなと思います。

(5番) 情状証人の話を聞いて、心情はよく汲み取れましたが、それを全面的に信用してよいのかどうかの判断は非常に悩ましいなと思いました。

(検察官) 3番の方には、医師以外に証人として話を聞いた方がいれば、お聞かせいただきたいと思います。

(3番) 少しでも背景事情の分かる方が来てくれれば良かったのかなと思います。

(検察官) 2番の方の事件では、各事件ごとに事件の事情に詳しい証人の尋問を行いました。証人の選定についての印象をお伺いしたいと思います。

(2番) 被告人が何をしたくてこのようなことをしたのか、現場でどのようなことがどのような意図のもとで行われたのかというイメージをつけにくい事件だったのですが、その中で選定していただいた証人の話を聞いて、その場をイメージすることはできたので、選定についても良かったのではないかと思います。ただ、欲を言えば、昔の事件のことやその当時の被告人の生活状況等を身内の方などから聞くことができれば良かったと思います。

(弁護士) 法律用語はお世辞にも分かりやすいとは言えないとは思いますが、それぞれの経験された事件で、ここは難しかったなというものがあればお聞かせ

ください。

(1番) 私の事件では、弁護人の弁論などで言うことは大体想像していたとおりでした。

(2番) 法律用語としては、特に難解なことはありませんでした。ただ、医学用語について、その用語の意味は分かるのですが、その用語を使った場合に、どれくらいの症状を表すものなのかという点がイメージしにくかったです。そのあたりは裁判員の間で話をしたり質問をしたりした中で認識をつけていきました。

(3番) 思っていたより専門用語が使われなかったので、理解はしやすかったと思います。

(4番) これまでは裁判をやったことも見たこともなかったので、裁判の流れについてよく分かりませんでした。最後の量刑の決め方は分かりやすく感じました。

(5番) 特に分からなかった点はなかったんですが、自分の事件の罰条を読んでみて、この程度の記載からどうやって量刑を定めていくのかと聞いていました。実際に経験してみても、量刑を決めていくプロセスが何に基づいているのか曖昧なところがあって、少しのどに詰まる感じがしました。

(弁護士) 2番の方にお伺いしますが、医師の証人尋問が審理全体の中の後半にあったと思うのですが、それを聞いて、それまでの審理を見直すことはありましたか。

(2番) 争点となった被告人の責任能力については、それぞれの事件の現場においてどのように医師の精神鑑定の結果が反映されるかということを考えながら手繰っていきました。医師の証人尋問のときには、精神鑑定の結果をそれぞれの事件についてもう一度考察しましたので、そういう意味では確かに見直したことはありました。

(弁護士) 医師の証言の中では責任能力に留まらない、たとえば故意の認定に関わ



る話もあったと思うのですが、そういう意味での振り返りもあったということですか。

(2番) その点も含めて、事件そのものをもう一度考えたということです。

(弁護士) 具体的にはどのようなことを考えましたか。

(2番) 被告人の行動や考えと精神鑑定の結果を照らし合わせながら、犯行について説明がつくかどうかを考えました。

(司会) 次に、被告人質問についてお伺いしたいと思います。

(検察官) 1番の方が担当された事件では、弁護側、検察側とも人間関係のもつれが殺人の動機として理解できるかという点に注力して被告人質問を行いました。その点をポイントにしていると理解できましたか。

(1番) その点をポイントにしているということはよく理解できました。

(司会) 事件の内容が難しく理解できなかったということはありませんか。

(1番) 私は特にそういったことは感じませんでした。

(検察官) 4番と5番の方が担当された事件は共犯事件で、犯行の役割の軽重がポイントの一つになっていましたが、被告人質問を聞いて理解できましたか。

(4番) そのときはよく分かりませんでした。評議で話し合いをしているときに分かりました。

(5番) 事案の概要について多少混乱はありましたが、被告人質問の中では裁判員からも質問しましたし、犯行の役割の軽重は判断できました。

(検察官) 2番と3番の方が担当された事件では、いずれも被害者の方が亡くなり大けがをしたりしていますが、そのような事件では御遺体や事件現場の写真を図面やイラストに置き換えて証拠にすることがあります。このような工夫についてはどう思われますか。

(3番) 私が見た被害者の写真は、全身ではなく体の一部のみであったこと、出血がそれほど多量ではなかったことから、予想していたよりはショックを受けませんでした。

(司会) 裁判員の方の心理的負担を考慮して、凄惨な写真を見せない工夫をすることについてはどう思われますか。

(3番) できれば御遺体の写真を見ることは避けたいです。

(司会) 裁判員等候補者になった段階で、凄惨な写真を見ることになるかもしれないという不安はありましたか。

(3番) 不安はありましたが、裁判員に選任された以上は見なければならぬと覚悟を決めました。

(2番) 私の場合は、殺人事件の被害者の傷口の写真を見ましたが、私もほかの裁判員も特段の反応はしませんでした。争いのある事実関係の判断材料として写真を用いるのであれば、イラスト化するのではなくむしろリアルなものを見ることができたほうがよいのではないかと思います。また、写真よりも、凶器の現物を見たときのほうが生々しさを覚えました。事実関係に争いがないのであれば、凶器の提示は不要なのではないかと思います。

#### 【評議について】

(司会) 次に、評議について全体的な御感想をお聞かせください。

(1番) 最初は評議のやり方も分かりませんでした。上手に進行していただき、他の裁判員の方々とも仲良く話し合いをすることができました。公判での情報量が多く、まとめきれない部分もありましたが、評議で裁判官に言葉の意味を尋ねたりすることができたのでよかったです。また、過去の同種事件の量刑データを見ることができて便利でした。

(2番) 審理期間が長かったため、裁判員の間で意見交換しやすい体制ができていたと思います。毎日の流れの中で少し立ち止まりたいと思い、裁判長に申し出て、各裁判員が一人で考える時間を設けてもらったこともありました。また、新聞やインターネットで見聞きした情報を評議の場に持ち込まないということは、私も他の裁判員も強く意識していました。

(3番) 評議の時間中はどうしたらいいのか迷うことがありましたが、休憩時間中

に裁判官に相談できたのでよかったです。

(4番) 休憩時間が多くてよかったです。量刑の決め方は分かりやすかったです。被害者の心情を考えると、こういう決め方でよかったですのかなとも思いました。

(5番) 補充裁判員の方も含めて、全員が積極的に意見を出し合い、十分に議論を尽くせたと思います。裁判官の指揮も適切で分かりやすかったです。量刑データについては、量刑の分布を見て、個々の裁判体に大きな裁量を与えられているなとも思いました。それが良いのか悪いのかについては、広く国民が裁判員の経験を積んだ上で、中長期的に合意形成を図る必要があると思います。

(司会) 量刑についての考え方は十分理解した上で評議に臨むことができましたか。

(5番) 裁判官からの説明そのものは適切だったと思います。ただ、初めて量刑グラフを見る裁判員に向けたガイドラインがあってもいいと思います。

(司会) 裁判官からは、量刑についての基本的な考え方として、自分がやったことの責任を取るという趣旨から、罪と罰のバランスが取れるように量刑の判断をすべきであるということを説明していますが、4番の方は、こういった説明に対して違和感はありませんでしたか。

(4番) 量刑データを参考にして判断することは仕方がないとは思いますが、実際の被害者からすると、それは違うんじゃないかと思われるような気がします。

(司会) 3番の方が担当された事件では、医師に対する証人尋問を行いました。医師が話した内容を理解した上で評議に臨めましたか。

(3番) はい。説明が分かりやすかったので、自由に意見交換ができました。

(司会) 2番の方が担当された事件では、被告人の責任能力が争点の一つになりましたが、用語の意味についての説明は理解できましたか。

(2番) 分かりにくいということは全くなかったです。評議の際も、他の裁判員も含めて、用語の意味をきちんと理解した上で話合いができたと思います。

(司会) 1番の方はいかがですか。

(1番) 論告・弁論において、検察官の求刑と弁護人の量刑意見の差が非常に大き

かったので驚きました。なぜその年数に至ったのか、どのようなポイントを重視したのかをもっと分かりやすく主張してほしいです。

(司会) 年数の根拠となるデータ等を示してほしいということですか。

(1番) そうですね。私は検察官や弁護人が量刑データを示しながら意見を述べることに賛成です。

(司会) 4番と5番の方が担当された事件では、弁護人が量刑データを用いて意見を述べていましたが、それについてはどう思われましたか。

(5番) 数字のマジックということも考えられますので、私は怪しく感じました。量刑データは統計であり、客観的に見なくてはいけないと思いますので、冒頭に量刑データの見方を説明してもらいたかったです。

(4番) 量刑データを参考にして判断するということが理解できましたが、量刑データの存在に誘導されているようにも感じました。

(弁護士) 2番の方にお聞きしますが、先ほど、責任能力の概念の説明が分かりやすかったというお話がありましたけども、裁判官からの説明の時間は大体どのくらいでしたか。

(2番) 一、二時間程度だったと思います。冒頭陳述でも責任能力の概念について話があり、ほぼ同じような説明でしたので、正しく理解できたと思います。

(弁護士) 専門家の証言は専門用語が多く難解ですが、証言内容そのものを裁判員が理解するために、評議の中で具体的に工夫されていたことはありますか。

(2番) 評議の時点では尋問が終わっていますので、他の裁判員と確認する程度でしたが、同じ証人に何度か質問する機会がありましたので、分からなかったところを次の機会に質問するようにしていました。

(司会) 2番の方が担当された事件については、事件ごとに事実を整理する評議を挟んで、頭の整理をしながら進めていくという工夫をしていましたね。

(検察官) 私たちが法廷で展開した主張、立証をできるだけ正確に御理解いただいた上で評議を進めていただくために、冒頭陳述メモや論告メモを作成してお

りますが、こういう点をメモに入れて欲しいということがあれば、お聞かせください。

(1番) 分かりにくいということは特にありませんでしたが、犯行状況の図面において、人物がどのように移動したのかを矢印で示すなどすれば、より分かりやすかったと思います。

(2番) 過不足は特にはないです。

(3番) 私も過不足はなかったです。

(4番) 内容的には分かりやすかったですが、けがをした被害者の処置が遅かったらどうなっていたかについて、もう少し資料があってもよかったかと思いません。

(5番) 箇条書きされていて、時系列順に整理もされていて分かりやすかったです。強いて言うと、複数の事件をまとめて審理していて、人間関係も複雑だったので、事件ごとの資料だけではなく全体的な資料があるとよかったかもしれません。

(弁護士) インターネット等で事件についての情報に接する機会もあると思いますが、裁判員裁判に臨むにあたり、事前に気を付けられたことはありますか。

(1番) 事前に事件のことを少しだけ調べましたが、裁判中は、外部の情報に惑わされないようにするために全く見ていませんでした。

(2番) 先ほどお話ししたとおりで、事前に情報を見たこともあります。ただ、そこで知ったことは、判断にあたって参考にしないように強く意識していました。インターネット上の情報は不正確なものが多いので、法廷での出来事とは切り分けて考えなくてはいけないと今も思っています。

(3番) 事件については全く知らない状態で裁判に臨みました。もともと、インターネットの情報をあまり信用していないので、裁判中も見ないようにしていましたし、新聞も見ないようにしていました。

(4番) 裁判の前後を問わず、事件のことについては全く見ていません。

(5番) 私も全く見ていないです。

**【その他について】**

(司会) 最後になりますが、裁判員を経験されて、裁判員制度の今後の運用のためにこういう点を改善してほしいなどの御意見があればお聞かせください。

(1番) 裁判員裁判についての情報が少ないために、裁判員制度に興味を持つ機会がない人もいるのではないかと思います。自分の経験や感じたことを周りの人に積極的に話していくことで、裁判員制度に興味を持つきっかけになるといいと思います。

(2番) 私は、依頼されて裁判員の経験談を学生に話す機会があり、有意義でした。人を裁くことの重みは経験しないと分かりませんし、これからも自分の経験談を色々な形で周りに伝えていきたいと思います。裁判員を終えた後に、裁判員経験者が悩みを相談できたり、気持ちを分かち合える場があると良いかと思っています。

(3番) 裁判官は厳しい方かと思っていましたが、裁判に参加してみると、意見も言いやすかったですし、いろいろ教えていただけるので、分かりやすかったです。こういったことを多くの人に知っていただく必要があると感じました。

(4番) 量刑の決め方は分かりやすかったです。この決め方しかないんだなというのが正直な感想です。

(5番) セキュリティ面や動線について改善の余地があると感じました。

(検察官) 率直な御意見をおっしゃって頂き、ありがとうございます。本日頂いた御意見を参考に自己研さんに励みたいと思っております。

(弁護士) 今日伺ったことを今後の活動に繋げていきたいと思っております。本日はありがとうございました。

(司会) 本日お聞かせ頂いた御感想や御意見を、今後の裁判員裁判の運用に活かしていきたいと思っております。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

以 上